

【別紙】

指定介護老人福祉施設 利用料金表

1. サービス利用料金 地区区分単価 1級地【特別区】 10.9円

○令和6年4月1日以降(1割負担)

(日額)

個室	サービス費 (10割)	入居者負担額 (1割)	居住費	食費	入居者負担額
要介護1 768単位	8,371円	838円	2,200円	1,850円	4,888円
要介護2 836単位	9,112円	912円			4,962円
要介護3 910単位	9,919円	992円			5,042円
要介護4 977単位	10,649円	1,065円			5,115円
要介護5 1,043単位	11,368円	1,137円			5,187円

【外泊、短期入院時】

ご契約者が、外泊または入院された場合の料金は、外泊時費用及び居住費の介護保険負担限度額です。外泊または入院の翌日から、ひと月に6日間を限度に請求いたします。なお、月をまたがった場合は、介護報酬の算定要件に応じたご負担をお願い致します。但し、ご契約者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要です。

【上記期間を越える入院、外泊時】

所定の居住費(介護保険負担限度額認定者はその額。)はご負担頂きます。但し、ご契約者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要です。

【その他加算】

加算名	サービス費 (10割)	入居者負担額 (1割)	該当加算○印
日常生活継続支援加算	501円	51円	○
看護体制加算			
(Ⅰ) イ	65円	7円	
(Ⅱ) ロ	87円	9円	○
夜勤職員配置加算			
(Ⅰ) ロ	142円	15円	
(Ⅱ) ロ	196円	20円	○
生活機能向上連携加算			
(Ⅰ)	1,090円	109円	
(Ⅱ)	2,180円	218円	
個別機能訓練加算			
(Ⅰ)	130円	13円	
(Ⅱ)	218円	22円	
(Ⅲ)	218円	22円	
ADL維持等加算			
(Ⅰ)	327円	33円	
(Ⅱ)	654円	66円	
若年性認知症入所者受入加算	1,308円	131円	○
常勤医師配置加算	272円	28円	
精神科医療養指導加算	55円	6円	○
障害者生活支援体制加算			
(Ⅰ)	283円	29円	
(Ⅱ)	446円	45円	
外泊時費用	2,681円	269円	○
外泊時在宅サービス利用費用	6,104円	611円	
初期加算	327円	33円	○
再入所時栄養連携加算	2,180円	218円	
退所時等相談援助加算			
退所前訪問相談援助加算	5,014円	502円	
退所後訪問相談援助加算	5,014円	502円	
退所時相談援助加算	4,360円	436円	
退所前連携加算	5,450円	545円	
栄養マネジメント強化加算	120円	12円	○
経口移行加算	305円	31円	
経口維持加算			
(Ⅰ)	4,360円	436円	○
(Ⅱ)	1,090円	109円	○
口腔衛生管理加算			
(Ⅰ)	981円	99円	
(Ⅱ)	1,199円	120円	

療養食加算 (1日3食を限度に1食につき)	65円	7円	○
配置医師緊急時対応加算			
(早朝・夜間)	7,085円	709円	
(深夜)	14,170円	1,417円	
看取り介護加算			
(Ⅰ) 死亡日以前31日以上45日以下	784円	79円	○
死亡日以前4日以上30日以下	1,569円	157円	○
死亡日の前日及び前々日	7,412円	742円	○
死亡日	13,952円	1,396円	○
(Ⅱ) 死亡日以前31日以上45日以下	784円	79円	
死亡日以前4日以上30日以下	1,569円	157円	
死亡日の前日及び前々日	8,502円	851円	
死亡日	17,222円	1,723円	
在宅復帰支援機能加算	109円	11円	
在宅・入所相互利用加算	436円	44円	
認知症専門ケア加算			
(Ⅰ)	32円	4円	○
(Ⅱ)	43円	5円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,180円	218円	
褥瘡マネジメント加算			
(Ⅰ)	32円	4円	○
(Ⅱ)	141円	15円	
排せつ支援加算			
(Ⅰ)	109円	11円	
(Ⅱ)	163円	17円	
(Ⅲ)	218円	22円	
自立支援促進加算	3,270円	327円	○
科学的介護推進体制加算			
(Ⅰ)	436円	44円	○
(Ⅱ)	545円	55円	○
安全対策体制加算(入所者1人につき1回を限度)	218円	22円	○
サービス提供体制強化加算			
(Ⅰ)	196円	20円	○
(Ⅱ)	65円	7円	
(Ⅲ)	65円	7円	
<b>【介護職員処遇改善加算】</b>			
* 令和6年4月～5月までは下記の算定比率となります。			
介護職員処遇改善加算			
(Ⅰ)	[介護報酬総単位数] × 8.3%		○
(Ⅱ)	[介護報酬総単位数] × 6.0%		
(Ⅲ)	[介護報酬総単位数] × 3.3%		
介護職員等特定処遇改善加算			
(Ⅰ)	[介護報酬総単位数] × 2.7%		○
(Ⅱ)	[介護報酬総単位数] × 2.3%		
介護職員等 ベースアップ等 支援加算			
(Ⅰ)	[介護報酬総単位数] × 1.6%		○
* 令和6年度6月から下記の算定比率となります。			
<b>【介護職員等処遇改善加算】</b>			
(Ⅰ)	[介護報酬総単位数] × 14.0%		○
(Ⅱ)	[介護報酬総単位数] × 13.6%		
(Ⅲ)	[介護報酬総単位数] × 11.3%		
(Ⅳ)	[介護報酬総単位数] × 9.0%		

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

**2. 居室の明け渡し（契約書第20条に定める所定料金）**

ご契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合、契約終了日から実際に居室が明け渡された日までにかかる日額料金は、次のとおりです。

なお、ご契約者が要介護認定から自立または要支援と判断された場合には、居室別の要介護1に相当する金額となります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一日当たり	8,371円	9,112円	9,919円	10,649円	11,368円

**3. 介護保険給付対象外サービスの費用**

日常生活上必要とされる諸費用	実費
特別な食事に係る費用	実費
クラブ活動費	実費
理美容費	訪問理美容先の料金設定による
複写物の交付	1枚 10円
行政手続きの代行	実費（例：住民票300円など）
預り金管理費	1月 1,000円 (1月未満は日割り計算し1円未満切り上げ)
TVリース（電気代込、台数に限りあり）	1日 100円
電気代（日割りはなく月額となります）	
TV（40W）	1月 200円
冷蔵庫（200kWh/年）	1月 300円
その他1台	1月 100円
※その他についてはご相談ください。	

**4. 居住費、食費の負担額（日額）**

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

段階区分		利用料負担段階	居住費 (個室)	食費	
所得区分					
市町村民税	世帯課税者	第4段階	2,200円	1,850円	
	世帯非課税者	本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が120万円超で、かつ、預貯金等の資産が500万円以下、(夫婦の場合は、1,500万円以下)の人	第3段階②	1,310円	1,360円
		本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が80万円超120万円以下で、かつ、預貯金等の資産が550万円以下、(夫婦の場合は1,550万円以下)の人	第3段階①	1,310円	650円
		本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が合計が80万円以下で、かつ、預貯金等：(単身)650万円、(夫婦の場合は1,650万円以下)の人	第2段階	820円	390円
		生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者又は本人及び世帯全員が特別区民税非課税であって、老齢福祉年金受給者の人	第1段階	820円	300円

## 指定介護老人福祉施設 利用料金表

【別紙】

## 1. サービス利用料金 地区区分単価 1級地【特別区】¥10.9

○令和6年4月1日以降(2割負担)

(日額)

個室	サービス費 (10割)	入居者負担額 (2割)	居住費	食費	入居者負担額
要介護1 768単位	8,371円	1,675円	2,200円	1,850円	5,725円
要介護2 836単位	9,112円	1,823円			5,873円
要介護3 910単位	9,919円	1,984円			6,034円
要介護4 977単位	10,649円	2,130円			6,180円
要介護5 1,043単位	11,368円	2,274円			6,324円

## 【外泊、短期入院時】

ご契約者が、外泊または入院された場合の料金は、外泊時費用及び居住費の介護保険負担限度額です。外泊または入院の翌日から、ひと月に6日間を限度に請求いたします。なお、月をまたがった場合は、介護報酬の算定要件に応じたご負担をお願い致します。但し、ご契約者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要です。

## 【上記期間を越える入院、外泊時】

所定の居住費(介護保険負担限度額認定者はその額。)はご負担頂きます。但し、ご契約者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要です。

## 【その他加算】

加算名	サービス費 (10割)	入居者負担額 (2割)	該当加算○印
日常生活継続支援加算	501円	101円	○
看護体制加算			
(Ⅰ) イ	65円	13円	
(Ⅱ) ロ	87円	18円	○
夜勤職員配置加算			
(Ⅰ) ロ	142円	29円	
(Ⅱ) ロ	196円	40円	○
生活機能向上連携加算			
(Ⅰ)	1,090円	218円	
(Ⅱ)	2,180円	436円	
個別機能訓練加算			
(Ⅰ)	130円	26円	
(Ⅱ)	218円	44円	
(Ⅲ)	218円		
ADL維持等加算			
(Ⅰ)	327円	66円	
(Ⅱ)	654円	131円	
若年性認知症入所者受入加算	1,308円	262円	○
常勤医師配置加算	272円	55円	
精神科医療養指導加算	55円		○
障害者生活支援体制加算			
(Ⅰ)	283円	57円	
(Ⅱ)	446円	90円	
外泊時費用	2,681円	537円	○
外泊時在宅サービス利用費用	6,104円	1,221円	
初期加算	327円	66円	○
再入所時栄養連携加算	2,180円		
退所時等相談援助加算			
退所前訪問相談援助加算	5,014円	1,003円	
退所後訪問相談援助加算	5,014円	1,003円	
退所時相談援助加算	4,360円	872円	
退所前連携加算	5,450円	1,090円	
栄養マネジメント強化加算	120円	24円	○
経口移行加算	305円		
経口維持加算			
(Ⅰ)	4,360円	872円	○
(Ⅱ)	1,090円		○
口腔衛生管理加算			
(Ⅰ)	981円	197円	
(Ⅱ)	1,199円	240円	

療養食加算 (1日3食を限度に1食につき)	65円	13円	○
配置医師緊急時対応加算			
(早朝・夜間)	7,085円	1,417円	
(深夜)	14,170円	2,834円	
看取り介護加算			
(I) 死亡日以前31日以上45日以下	784円	157円	○
死亡日以前4日以上30日以下	1,569円	314円	○
死亡日の前日及び前々日	7,412円	1,483円	○
死亡日	13,952円	2,791円	○
(II) 死亡日以前31日以上45日以下	784円	157円	
死亡日以前4日以上30日以下	1,569円	314円	
死亡日の前日及び前々日	8,502円	1,701円	
死亡日	17,222円	3,445円	
在宅復帰支援機能加算	109円	22円	
在宅・入所相互利用加算	436円	88円	
認知症専門ケア加算			
(I)	32円	7円	○
(II)	43円	9円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,180円	436円	
褥瘡マネジメント加算			
(I)	32円	7円	○
(II)	141円	29円	
排せつ支援加算			
(I)	109円	22円	
(II)	163円	33円	
(III)	218円	44円	
自立支援促進加算	3,270円	654円	○
科学的介護推進体制加算			
(I)	436円	88円	○
(II)	545円	109円	○
安全対策体制加算 (入所者1人つき1回を限度)	218円	44円	○
サービス提供体制強化加算			
(I)	196円	40円	○
(II)	65円	13円	
(III)	65円	13円	
<b>【介護職員処遇改善加算】</b>			
* 令和6年4月～5月までは下記の算定比率となります。			
介護職員処遇改善加算			
(I)	[介護報酬総単位数] × 8.3%		○
(II)	[介護報酬総単位数] × 6.0%		
(III)	[介護報酬総単位数] × 3.3%		
介護職員等特定処遇改善加算			
(I)	[介護報酬総単位数] × 2.7%		○
(II)	[介護報酬総単位数] × 2.3%		
介護職員等 ベースアップ等 支援加算			
(I)	[介護報酬総単位数] × 1.6%		○
* 令和6年度6月から下記の算定比率となります。			
<b>【介護職員等処遇改善加算】</b>			
(I)	[介護報酬総単位数] × 14.0%		○
(II)	[介護報酬総単位数] × 13.6%		
(III)	[介護報酬総単位数] × 11.3%		
(IV)	[介護報酬総単位数] × 9.0%		

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

**2. 居室の明け渡し（契約書第20条に定める所定料金）**

ご契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合、契約終了日から実際に居室が明け渡された日までにかかる日額料金は、次のとおりです。

なお、ご契約者が要介護認定から自立または要支援と判断された場合には、居室別の要介護 1 に相当する金額となります。

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
一日当たり	8,371円	9,112円	9,919円	10,649円	11,368円

**3. 介護保険給付対象外サービスの費用**

日常生活上必要とされる諸費用	実費	
特別な食事に係る費用	実費	
クラブ活動費	実費	
理美容費	訪問理美容先の料金設定による	
複写物の交付	1枚	10円
行政手続きの代行	実費（例：住民票300円など）	
預り金管理費	1月	1,000円
	（1月未満は日割り計算し1円未満切り上げ）	
TVリース（電気代込、台数に限りあり）	1日	100円
電気代（日割りはなく月額となります）		
TV（40W）	1月	200円
冷蔵庫（200kWh/年）	1月	300円
その他1台	1月	100円
※その他についてはご相談ください。		

**4. 居住費、食費の負担額（日額）**

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方の場合、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

段階区分		利用料負担段階	居住費 (個室)	食費
所得区分				
市町村民税	世帯課税者	第4段階	2,200円	1,850円
	世帯非課税者	第3段階②	1,310円	1,360円
		第3段階①	1,310円	650円
		第2段階	820円	390円
		第1段階	820円	300円

【別紙】

## 指定介護老人福祉施設 利用料金表

## 1. サービス利用料金 地区区分単価 1級地【特別区】¥10.9

○令和6年4月1日以降(3割負担)

(日額)

個室	サービス費 (10割)	入居者負担額 (3割)	居住費	食費	入居者負担額
要介護1 768単位	8,371円	2,512円	2,200円	1,850円	6,562円
要介護2 836単位	9,112円	2,734円			6,784円
要介護3 910単位	9,919円	2,976円			7,026円
要介護4 977単位	10,649円	3,195円			7,245円
要介護5 1,043単位	11,368円	3,411円			7,461円

## 【外泊、短期入院時】

ご契約者が、外泊または入院された場合の料金は、外泊時費用及び居住費の介護保険負担限度額です。外泊または入院の翌日から、ひと月に6日間を限度に請求いたします。なお、月をまたがった場合は、介護報酬の算定要件に応じたご負担をお願い致します。但し、ご契約者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要です。

## 【上記期間を越える入院、外泊時】

所定の居住費(介護保険負担限度額認定者はその額。)はご負担頂きます。但し、ご契約者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要です。

## 【その他加算】

加算名	サービス費 (10割)	入居者負担額 (3割)	該当加算○印
日常生活継続支援加算	501円	151円	○
看護体制加算			
(Ⅰ)イ	65円	20円	
(Ⅱ)ロ	87円	27円	○
夜勤職員配置加算			
(Ⅰ)ロ	142円	43円	
(Ⅱ)ロ	196円	59円	○
生活機能向上連携加算			
(Ⅰ)	1,090円	327円	
(Ⅱ)	2,180円	654円	
個別機能訓練加算			
(Ⅰ)	130円	39円	
(Ⅱ)	218円	66円	
(Ⅲ)	218円		
ADL維持等加算			
(Ⅰ)	327円	99円	
(Ⅱ)	654円	197円	
若年性認知症入所者受入加算	1,308円	393円	○
常勤医師配置加算	272円	82円	
精神科医療養指導加算	55円		○
障害者生活支援体制加算			
(Ⅰ)	283円	85円	
(Ⅱ)	446円	134円	
外泊時費用	2,681円	805円	○
外泊時在宅サービス利用費用	6,104円	1,832円	
初期加算	327円	99円	○
再入所時栄養連携加算	2,180円		
退所時等相談援助加算			
退所前訪問相談援助加算	5,014円	1,505円	
退所後訪問相談援助加算	5,014円	1,505円	
退所時相談援助加算	4,360円	1,308円	
退所前連携加算	5,450円	1,635円	
栄養マネジメント強化加算	120円	36円	○
経口移行加算	305円		
経口維持加算			
(Ⅰ)	4,360円	1,308円	○
(Ⅱ)	1,090円		○
口腔衛生管理加算			
(Ⅰ)	981円	295円	
(Ⅱ)	1,199円	360円	

療養食加算 (1日3食を限度に1食につき)	65円	20円	○
配置医師緊急時対応加算			
(早朝・夜間)	7,085円	2,126円	
(深夜)	14,170円	4,251円	
看取り介護加算			
(Ⅰ) 死亡日以前31日以上45日以下	784円	236円	○
死亡日以前4日以上30日以下	1,569円	471円	○
死亡日の前日及び前々日	7,412円	2,224円	○
死亡日	13,952円	4,186円	○
(Ⅱ) 死亡日以前31日以上45日以下	784円	236円	
死亡日以前4日以上30日以下	1,569円	471円	
死亡日の前日及び前々日	8,502円	2,551円	
死亡日	17,222円	5,167円	
在宅復帰支援機能加算	109円	33円	
在宅・入所相互利用加算	436円	131円	
認知症専門ケア加算			
(Ⅰ)	32円	10円	○
(Ⅱ)	43円	13円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,180円	654円	
褥瘡マネジメント加算			
(Ⅰ)	32円	10円	○
(Ⅱ)	141円	43円	
排せつ支援加算			
(Ⅰ)	109円	33円	
(Ⅱ)	163円	49円	
(Ⅲ)	218円	66円	
自立支援促進加算	3,270円	981円	○
科学的介護推進体制加算			
(Ⅰ)	436円	131円	○
(Ⅱ)	545円	164円	○
安全対策体制加算 (入所者1人つき1回を限度)	218円	66円	○
サービス提供体制強化加算			
(Ⅰ)	196円	59円	○
(Ⅱ)	65円	20円	
(Ⅲ)	65円	20円	
<b>【介護職員処遇改善加算】</b>			
* 令和6年4月～5月までは下記の算定比率となります。			
介護職員処遇改善加算			
(Ⅰ)	[介護報酬総単位数] × 8.3%		○
(Ⅱ)	[介護報酬総単位数] × 6.0%		
(Ⅲ)	[介護報酬総単位数] × 3.3%		
介護職員等特定処遇改善加算			
(Ⅰ)	[介護報酬総単位数] × 2.7%		○
(Ⅱ)	[介護報酬総単位数] × 2.3%		
介護職員等 ベースアップ等 支援加算			
(Ⅰ)	[介護報酬総単位数] × 1.6%		○
* 令和6年度6月からは下記の算定比率となります。			
<b>【介護職員等処遇改善加算】</b>			
(Ⅰ)	[介護報酬総単位数] × 14.0%		○
(Ⅱ)	[介護報酬総単位数] × 13.6%		
(Ⅲ)	[介護報酬総単位数] × 11.3%		
(Ⅳ)	[介護報酬総単位数] × 9.0%		

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外



**2. 居室の明け渡し (契約書第20条に定める所定料金)**

ご契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合、契約終了日から実際に居室が明け渡された日までにかかる日額料金は、次のとおりです。

なお、ご契約者が要介護認定から自立または要支援と判断された場合には、居室別の要介護1に相当する金額となります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一日当たり	8,371円	9,112円	9,919円	10,649円	11,368円

**3. 介護保険給付対象外サービスの費用**

日常生活上必要とされる諸費用	実費	
特別な食事に係る費用	実費	
クラブ活動費	実費	
理美容費	訪問理美容先の料金設定による	
複写物の交付	1枚	10円
行政手続きの代行	実費 (例:住民票300円など)	
預り金管理費	1月	1,000円
	(1月未満は日割り計算し1円未満切り上げ)	
TVリース (電気代込、台数に限りあり)	1日	100円
電気代 (日割りはなく月額となります)		
TV (40W)	1月	200円
冷蔵庫 (200kWh/年)	1月	300円
その他1台	1月	100円
※その他についてはご相談ください。		

**4. 居住費、食費の負担額 (日額)**

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方の場合、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

段階区分		利用料負担段階	居住費 (個室)	食費	
所得区分					
市町村民税	世帯課税者	第4段階	2,200円	1,850円	
	世帯非課税者	本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が120万円超で、かつ、預貯金等の資産が500万円以下、(夫婦の場合は、1,500万円以下)の人	第3段階②	1,310円	1,360円
		本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が80万円超120万円以下で、かつ、預貯金等の資産が500万円以下、(夫婦の場合は1,500万円以下)の人	第3段階①	1,310円	650円
		本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が合計が80万円以下で、かつ、預貯金等:(単身)650万円、(夫婦の場合は1,650万円以下)の人	第2段階	820円	390円
		生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者又は本人及び世帯全員が特別区民税非課税であって、老齢福祉年金受給者の人	第1段階	820円	300円